

箕面市の水道事業の現状と課題および 大阪広域水道企業団との統合検討状況について

令和7年9月
箕面市上下水道局



1

説明会の開催について（全4回）

第1回 令和7年9月24日（水）19:00～20:30
とどろみの森学園 地域開放室

第2回 令和7年9月25日（木）19:00～20:30
東生涯学習センター 第1会議室

第3回 令和7年9月26日（金）19:00～20:30
西南生涯学習センター 大会議室

第4回 令和7年9月28日（日）10:00～11:30
みのお市民活動センター 多目的室

2

《目次》

1. 全国における水道事業の状況について
2. 箕面市における現状と課題について
3. 大阪広域水道企業団について
4. 箕面市における課題解決の検討状況について
5. 箕面市の検討スケジュール（予定）
6. 今回の意見募集について

巻末資料 用語集

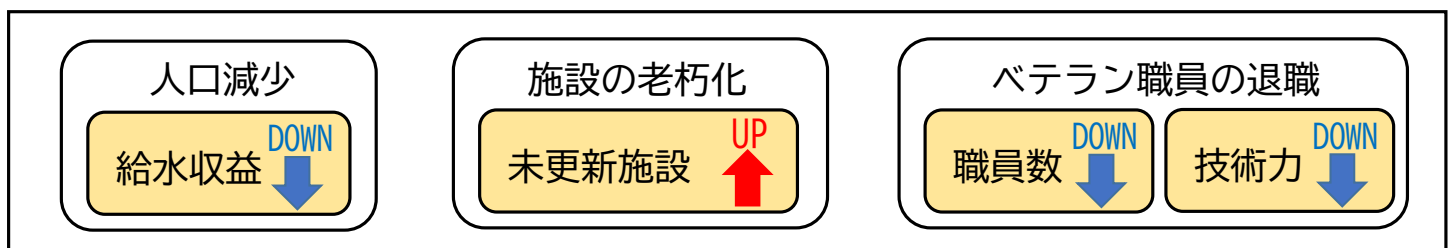
3

1. 全国における水道事業の状況について

（1）水道事業の現状と課題

【全国の水道事業に共通した課題】

- ◆人口の減少等に伴う給水収益の減少
- ◆老朽化した水道施設の更新
- ◆ベテラン職員の退職による技術継承の問題



4

(2) 課題解決に向けた国の取組

① 改正水道法の施行について（令和元年10月1日施行）

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業の直面する諸課題に対応し、水道の基盤の強化を図ることを水道事業者等に求めるなどの法改正が行われた。

【主な改正内容】

- ◆**広域連携の推進**（スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能）
 - ・都道府県に対して、広域的な見地から水道事業者等の調整を行う責務を規定
- ◆**適切な資産管理の推進**（水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎）
 - ・水道施設の更新費用など事業の収支見通しを作成し、長期的な観点から計画的更新に努める義務を創設
 - ・水道施設の更新や耐震化を着実に進展させ、地震等の災害に強い水道を構築
- ◆**多様な官民連携の推進**（民間の技術力や経営ノウハウを活用できる）
 - ・公の関与を強化した仕組みの多様な官民連携を推進

② 社会資本整備総合交付金について

広域化(水道事業の統合)を推進するため、社会資本整備総合交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）を統合する水道事業に交付

5

(3) 課題解決に向けた大阪府の取組

大阪府水道基盤強化計画（令和5年6月）

広域連携等の具体的取組の実施計画として、水道の基盤強化の推進を図ることを目的とし策定するもの

<計画期間>

令和5年度から令和19年度まで（15年間）

<計画区域及び連携等推進対象区域>

府域全域

<計画の目標>

府域水道の課題を踏まえ、3つの目標を設定し、水道基盤強化を推進

<実現方策>

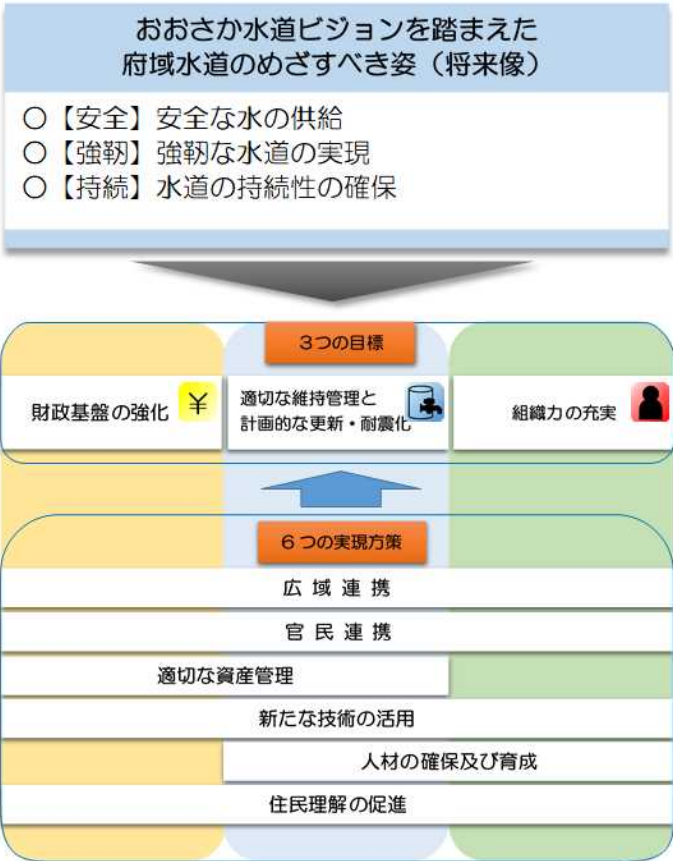
広域連携を主軸とした6つの実現方策を幅広く推進

(参考)

大阪府水道整備基本構想（平成24年3月）

大阪広域水道企業団を核とした府域水道の更なる広域化を推進し、大阪市を含む府域一水道を目指す

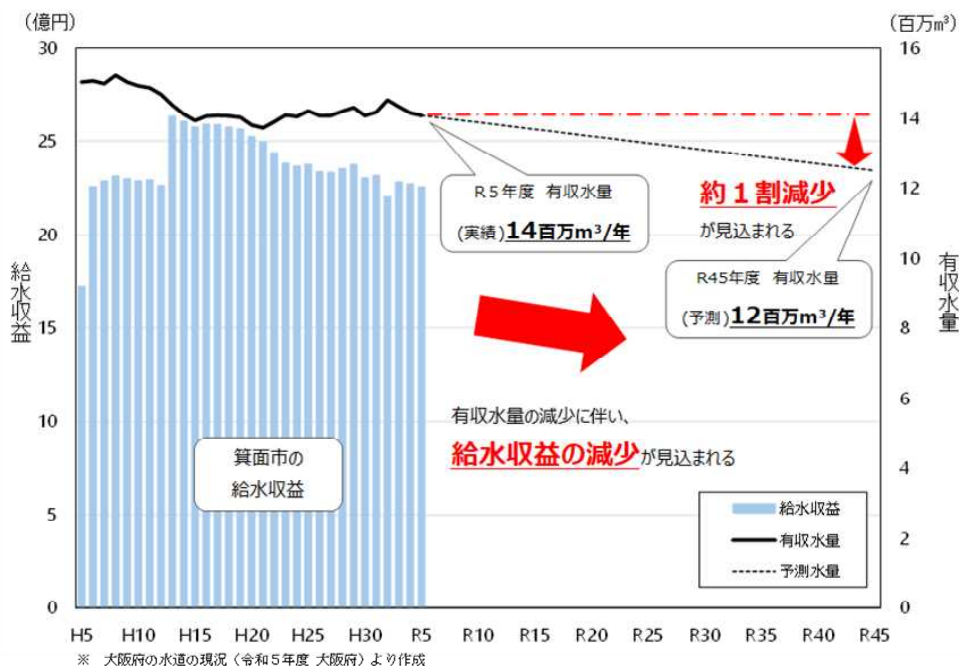
目標及び対応する実現方策



2. 箕面市における現状と課題について

【課題①】 給水収益の減少

節水機器の普及等により給水収益は減少傾向にあり、今後は人口減少に伴いさらなる給水収益の減少が見込まれる。



【箕面市の取組①】 給水収益の減少に対応した支出の抑制

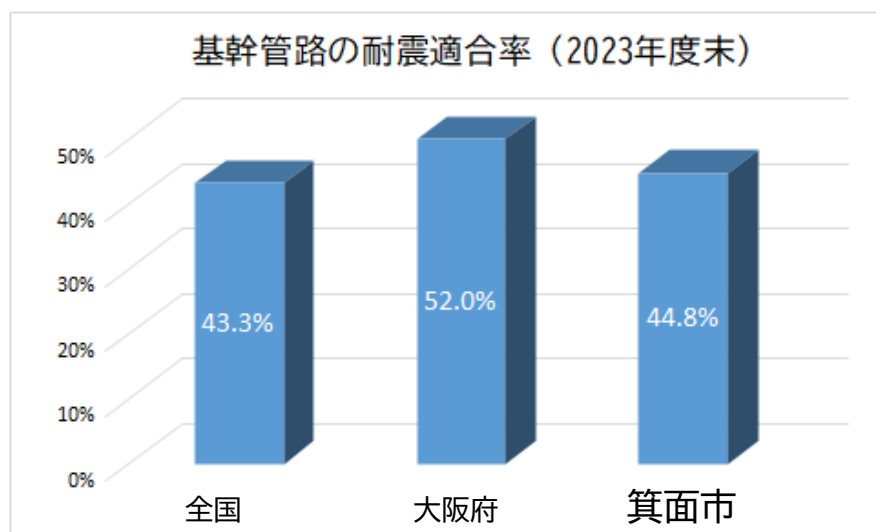
- ・ 料金収納業務の外部委託化など業務効率化による費用の削減、料金回収率の適正水準（100%以上）の堅持に努めてきた。
- ・ 料金回収率の堅持のため、効率的なシステムの導入など経費削減を図り、さらなる経営努力に努める必要がある。

【課題②】 老朽化した水道施設の更新

1) 総管路延長（約518.7km）の約42.5%（約220.5km）が法定耐用年数（40年）を超えている。

2) 管路の耐震化の状況

総管路延長（約518.7km）に対し、耐震適合率は約31.6%、基幹管路の耐震適合率は約44.8%



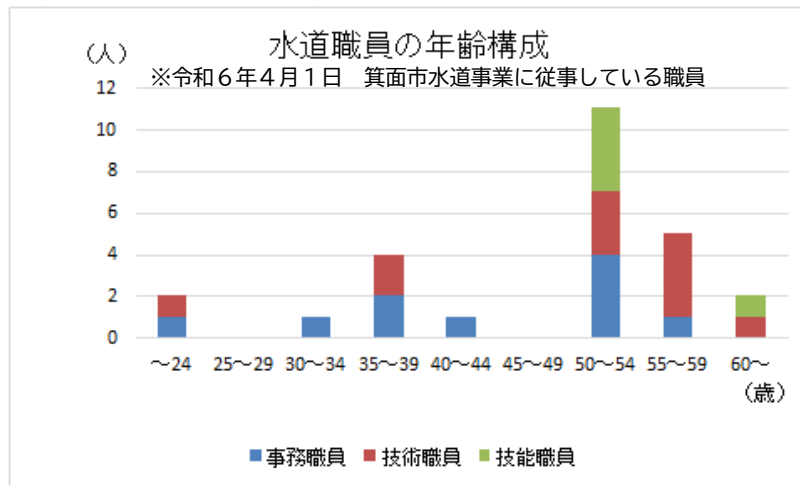
【箕面市の取組②】 老朽化施設の更新

- ・ 配水池、重要管路の配水管の耐震化等を優先的に整備するとともに、現実的な更新基準年数を設定し計画的に更新してきた。
- ・ 最近の建設資材、労務費等の物価上昇を踏まえ、今後も効率的な更新を図るため、更に優先順位を付ける等の対策が必要である。

【課題③】ベテラン職員による技術継承の問題

今後、技術職員の集中退職期を迎えるため、ベテラン職員から中堅・若手職員への技術継承や水道専門の人材育成が課題である。

※職員の状況 … 50代以上の職員が多く、特に技術職員については、次世代を担う40代がおらず20代から30代職員も不足している。



【箕面市の取組③】技術継承の取組

- ・技術継承のためのマニュアル作成、若手職員に対するOJTの実施。
- ・採用試験回数を増加し受験機会を確保しているが、若手職員の採用が思うように進まない。
- ・水道以外の部署においても技術職員不足であり、人材確保が困難な状況が続くと想定したうえで、技術継承ができる体制の強化を進める必要がある。

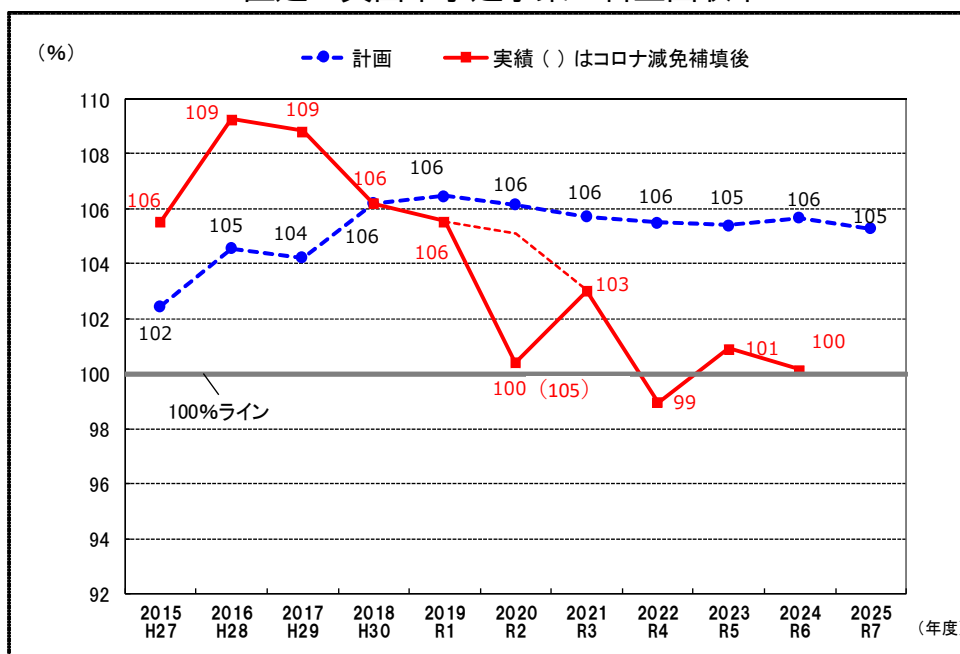
9

【課題④】水道料金改定の必要性

- 課題① 節水機器の普及等により給水収益は減少傾向にあり、今後は人口減少に伴いさらなる減少が見込まれる。
- 課題② 最近の建設資材、労務費等の物価上昇に加え、今後は老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化に必要な費用が増加する。

⇒料金回収率の悪化が進むと考えられる

直近の箕面市水道事業の料金回収率



↓
給水収益が維持管理コストを下回るという、経営にとって好ましくない状態

- ・料金回収率において、基準の100%を切ると水道料金で得られる収入では、水道水を届けるコストを賄うことができていないことを意味する。
- ・料金収入が減少する中、人件費の上昇による委託費の増加や、電力料金・材料費の高騰の影響を受けて、施設の維持管理費が増加している。今後も維持管理費はさらに増加する見込み。

箕面市においても料金値上げが必要

【箕面市の取組④】料金改定の抑制

- ・箕面市水道事業は昭和26年に水道料金を創設し、給水区域の拡大とともに適切な水道料金を検討し、料金改定を実施してきた。
平成13年4月に料金値上げを実施して以降、24年間料金値上げは行っていない。
※平成22年7月、平成25年7月、平成30年7月の料金値下げは水道用水供給事業（大阪広域水道企業団）の供給単価値下げによるもの。
- ・今後は水道料金の改定に関する検討のため、経営に関するノウハウや人員体制確保が必要である。

（参考）

北摂地域近隣市の料金改定状況		※改定率	水道料金収入全体で改定前と比較した率		
吹田市	平成28年4月	改定率5.5%	池田市	令和6年1月	改定率 4.7%
	平成29年4月	改定率4.5%	豊中市	令和7年2月	改定率 8.9%
	令和2年4月	改定率15.2%	高槻市	令和7年10月	改定予定

11

【課題解決に向けた新たな検討】

- ・これまで課題解決に向け取り組んできたが、給水収益が減少する見込みの中で、今後の老朽化した施設の更新や耐震化に必要な費用を確保するために、さらなる対策が必要となる。
- ・それらに取り組むために、水道に関する技術職員や、新たな水道料金や料金制度について検討することができる水道事業専門職員の人材確保が必要となる。



- ・企業団の技術力、人材、経営に関するノウハウを活用することで効率的に事業運営でき、課題解決が進む可能性が高い。



企業団との統合の検討を開始

12

3. 大阪広域水道企業団について

大阪広域水道企業団とは？

大阪府営水道を引き継ぐ団体として、平成22年度に大阪府内の42市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）

※平成23年度から水道用水供給事業としてスタートし、平成29年度から水道事業を開始

年月日	出 来 事
H22.11.2	大阪広域水道企業団の設立許可（構成団体：37市町村）
H23.1.20	構成団体の追加及び規約の変更許可（37市町村から42市町村に変更）
H23.3.16	大阪府議会において大阪府水道企業条例を廃止する条例を可決
H23.4.1	水道用水供給事業及び工業用水道事業の事業開始
H29.4.1	四條畷市・太子町・千早赤阪村の区域の水道事業を開始
H31.4.1	泉南市・阪南市・豊能町・忠岡町・田尻町・岬町の区域の水道事業を開始 ※ 能勢町については、令和6年度から事業開始
R3.4.1	藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町の区域の水道事業を開始
R7.4.1	岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市の区域の水道事業を開始

13

大阪広域水道企業団との統合の現状（19団体）

H29.4	四條畷市・太子町・千早赤阪村（3団体）
H31.4	泉南市・阪南市・豊能町・能勢町・忠岡町・田尻町・岬町（7団体）※ 能勢町はR6から事業開始
R3.4	藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町（4団体）
R7.4	岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市（5団体）

■ 統合について

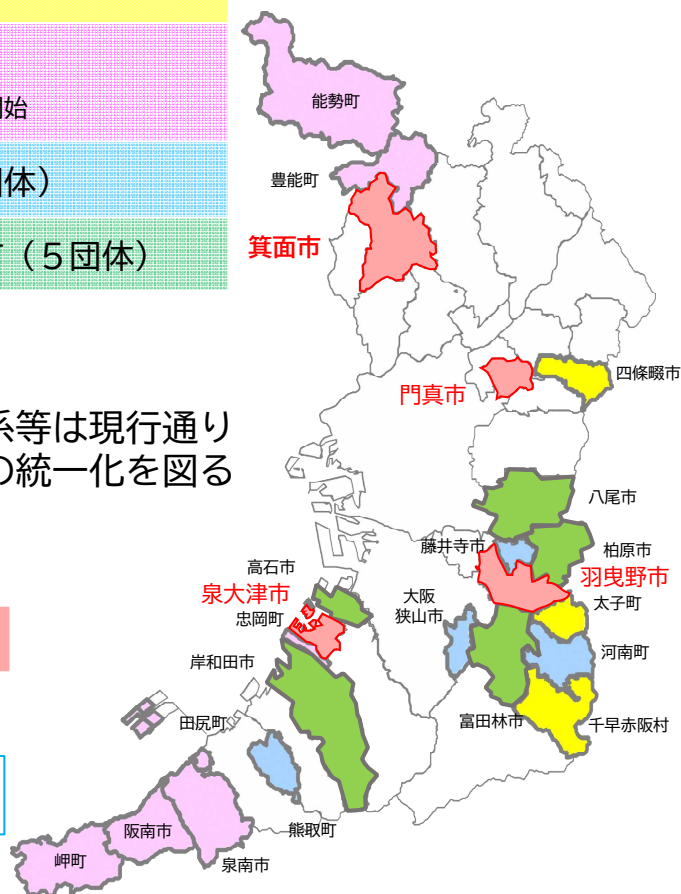
- ・当面 ➡ 「経営の一体化」… 事業運営や料金体系等は現行通り
- ・将来 ➡ 「事業統合」… 運営や水道料金等の統一化を図る

令和9年度統合検討協議参加団体（4団体）

箕面市・泉大津市・羽曳野市・門真市

統合素案を作成

統合による効果等
を取りまとめている



14

4. 箕面市における課題解決の検討状況について

■ 統合素案の構成

① 定量的メリット

- ・ 施設の統廃合による施設の再整備
- ・ 国交付金の活用...等



② 定性的メリット

- ・ お客さまサービスの維持、向上
- ・ 非常時対応の充実
- ・ 技術継承問題の解消...等

統合効果

■ 定量的メリットの考え方

検討フロー

水需要推計

40年間の経営
シミュレーションを比較

○ 単独ケース（統合しない場合の事業見通し）

- ・ 現状施設での運用
- 施設の維持管理費
- 施設の更新費用

○ 統合ケース（統合する場合の事業見通し）

- ・ 施設の施設の統廃合による運用
- 国交付金の活用（交付期間：R9～16の8年間）
- 施設の統廃合
- 連絡管等の整備
 - 広域化事業
 - 運営基盤強化等事業

比較

15

① 定量的メリット

施設の老朽化や給水人口が減少することを踏まえ、施設の統廃合や、これに伴う連絡管の整備や浄水場等の廃止を行う施設整備計画を策定した。

施設整備計画

- ① 桜ヶ丘浄水場を廃止し、新稲高区配水池、新稲低区配水池への連絡管を整備

- ② 箕面中区配水池に統合配水池を整備（既存施設の統廃合）



- ③ 船場東受水場を廃止し、千里共同ポンプ場からの連絡管を整備

給水人口



団体名	R5（実績）	R45	減少率
箕面市	138,834	126,714	▲9%

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和5年度推計）をもとに算出

16

①定量的メリット

事業に対する国交付金を算定した結果、統合で得られる効果額は約19.7億円となる見込みである。

○ 経営シミュレーション期間40年間(R6～R45年)で得られる交付金（令和6年度決算見込による試算）

	事業費	交付金
単独ケース	約627.3億円	約2.5億円
統合ケース	約627.3億円	約22.2億円
差額	0	約19.7億円
効果額	約19.7億円	

交付金の内訳	
広域化事業	約11.9億円
運営基盤強化等事業	約7.8億円
管路の耐震化事業	約2.5億円
計	約22.2億円

単独ケース：企業団と統合しない場合

統合ケース：企業団と統合する場合

効果額：交付金の差額

◆統合することにより得られる交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)

広域化事業：広域化を契機に実施する連絡管、統合浄水場等の整備が対象

運営基盤強化等事業：運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業、統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業が対象

◆統合によらず得られる交付金(水道総合地震対策事業)

管路の耐震化事業：導水管・送水管・重要施設配水管の耐震化事業が対象

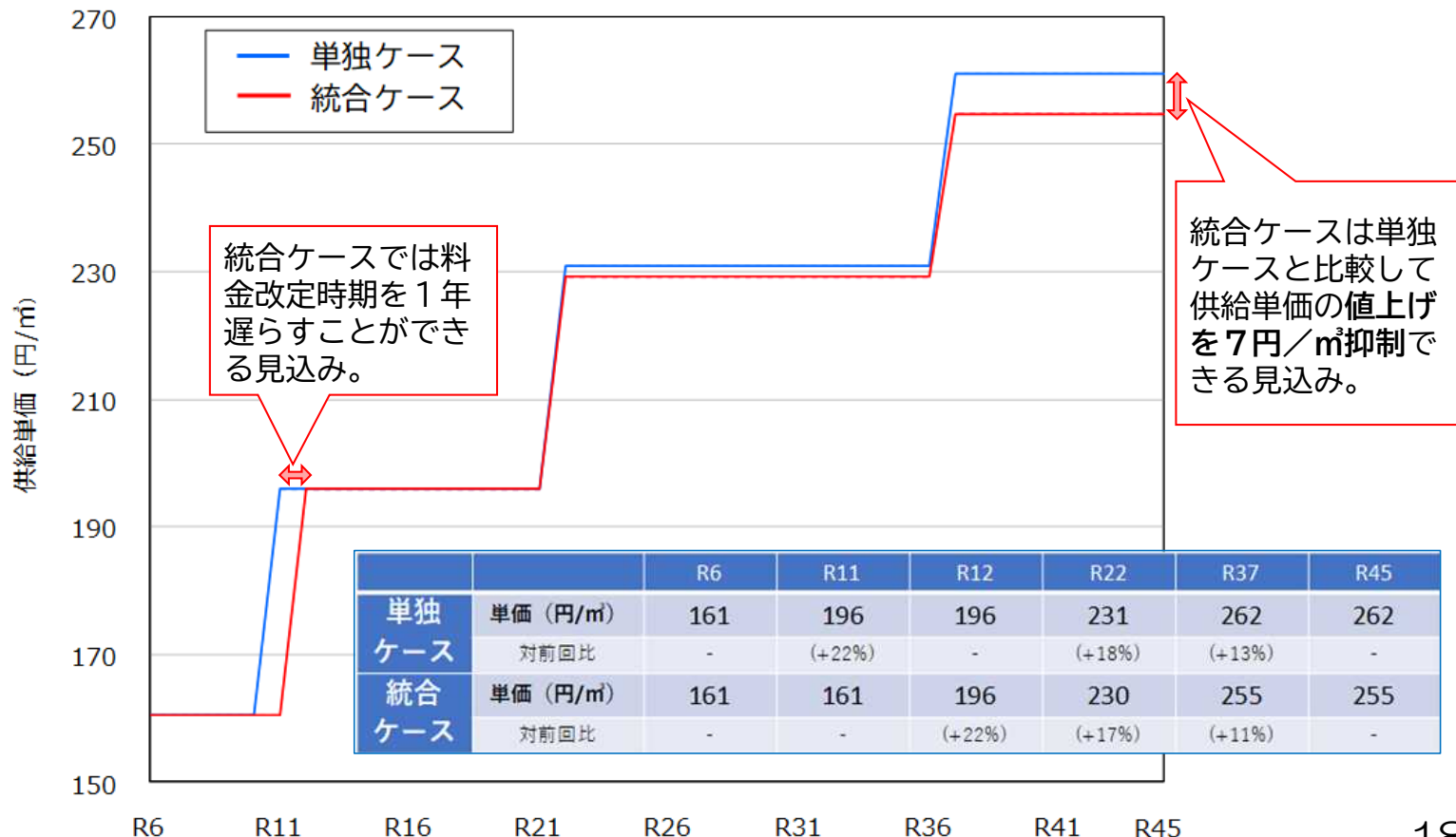
17

経営シミュレーション結果

統合した場合には供給単価の値上げを抑制し、料金改定時期を遅らすことができる見込みとなった。

※このシミュレーション通り、料金改定を行うものではない。
※水道用水供給事業の値上げはシミュレーションに反映していない。

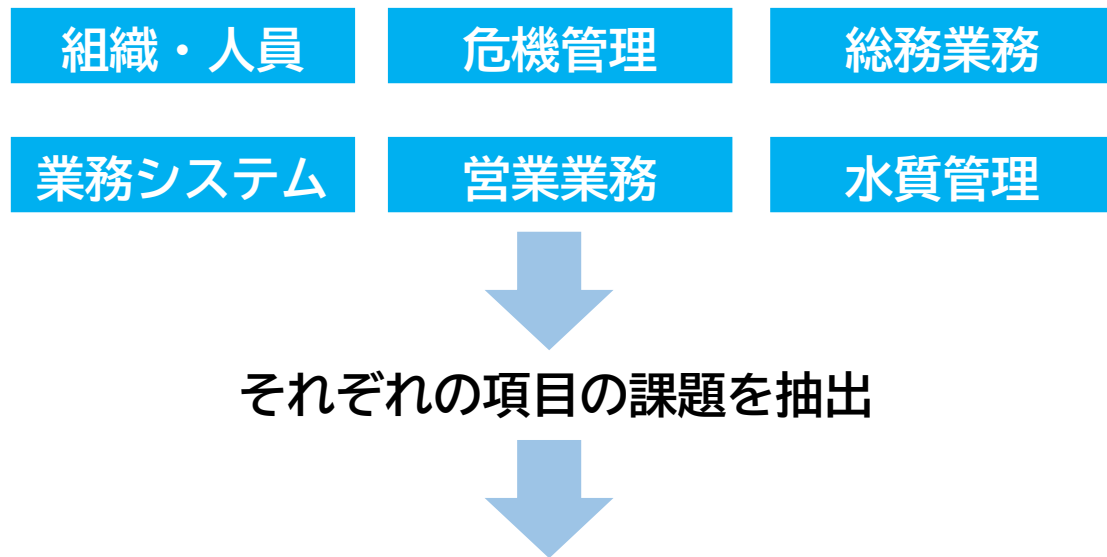
○ 供給単価の推移



18

②定性的メリット 事業運営体制についての効果（定性的メリット）の検討を行う。

大阪広域水道企業団と統合する場合は、企業団の人材やノウハウを活用しながら、可能なものについては、事務や業務の共同化・標準化を実施することで、技術継承問題の解消、非常時対応の充実、業務の効率化、利用者へのサービスの維持・向上を図る。



統合で可能となる対応策及びその効果（定性的メリット）を検討

19

②定性的メリット 箕面市水道事業において考えられる定性的メリットは以下の通り。

1. 技術継承問題の解消

- ① 人材確保の取組みの推進
 - ・企業団独自の採用活動等により、行政、土木、電気、機械、水質職などの水道に特化した職員の採用。
- ② 技術継承に向けた取組
 - ・企業団独自の研修計画に基づき実務研修やOJTを実施。
 - ・水道経験を持った職員を各部署に配置し、専門的なノウハウを継承。
- ③ 技術継承のための職員の配置
 - ・事業に必要となる職種（土木、電気、機械、水質等）を配置。
 - ・水道センターでは対応が難しい設備工事の業務集約を実施。

2. 非常時への対応

- ① 事故への応援体制の構築
 - ・大規模漏水等の事故に企業団全体で組織的に対応。
 - ・大規模災害に備え締結している府外団体との相互応援協定等を活用。

3. 業務の効率化、サービスの維持・向上

- ① 共通業務の集約による効率化
 - ・総務系業務を集約することで、水道センターの業務の効率化を図る。
- ② 統合水道料金システムの構築
 - ・新システムへの切替えにより、Webによる申請や水道料金・使用量等の情報提供が可能。
 - ・サーバーの二重化等による障害・災害時の対応強化。

20

Q1 企業団と統合した場合、市民にとってどのような影響があるのか？

A1 「（仮称）箕面水道センター」として水道事業を行うことになるが、現在と同じ場所で業務を継続するため、水道に関する手続きや問合せ、上下水道料金の窓口は、これまでと変わりません。

Q2 水道料金の支払方法が変わるのか？

A2

- ・銀行口座からの引き落としについては変更手続きは不要です。
- ・納入通知書を持参して金融機関やコンビニエンスストアなどで支払う方法についても、これまでと同様に支払うことができます。
- ・クレジットカードによる支払も引き続きご利用いただけます。
- ・下水道使用料についても、水道料金との一括徴収を継続するため、これまでと変わりません。

21

Q3 企業団と統合することで水道料金が値上げされないのか？

A3 統合しても箕面市内で得られた水道料金を使用して箕面市内の水道経営を行うため、統合したことで水道料金を値上げすることはありません。

ただし、7、8ページで説明しているとおり、節水機器の普及等により給水収益は減少傾向にあり、今後は人口減少に伴いさらなる給水収益の減少が見込まれています。そのような状況においても、老朽化した水道施設・管路の更新や耐震化に必要な費用を確保するため、統合するしないに関わらず水道料金の値上げが必要な状況です。

なお、統合した場合は、統合せずに継続して市が水道事業を運営する場合と比較すると、値上げの時期を遅らせたり、値上げ幅を抑制できるというメリットが得られる見込みです。（18ページ参照）

22

Q 4 企業団と統合した場合、料金を改定する際に市民への説明はあるのか？

A 4 企業団と統合した場合であっても、料金改定については、市・市議会・市民への丁寧な説明を実施し進められることとなります。ただし、水道料金改定などの重要事項は企業団議会で決定されるため、今までのように箕面市議会での議決事項ではなくなります。

Q 5 箕面市独自で飲み水を作り出している自己水源はどうなるのか？

A 5 箕面市は大阪広域水道企業団から購入している水が約9割で、残りの約1割は箕面市の自己水源で賄っており、その水を作る施設が箕面浄水場と桜ヶ丘浄水場です。このうち、桜ヶ丘浄水場は施設の老朽化や耐震化に多額の費用を要することから、既に廃止方針が示されており、統合で得られる交付金を活用して廃止します。一方、箕面浄水場については継続して利用するため、交付金を活用して施設の更新工事を行います。

23

5. 箕面市の検討スケジュール（予定）

①定量的メリット

交付金の活用による水道施設の統廃合に伴い**約19.7億円**の縮減効果が発現し、将来の供給単価の値上げが**7円/㎡**抑制される見込みである。

②定性的メリット

企業団の持つ技術力の活用による技術継承問題の解消や非常時対応等の充実、業務の効率化及びお客さまサービスの維持・向上の効果が見込める。

統合検討状況に関するパブリックコメントを実施

統合しようとする場合

令和8年3月

企業団との統合に関する議案を市議会で審議

可決

令和9年4月

大阪広域水道企業団（仮称）箕面水道センターとして事業開始し、企業団の人材やノウハウを活用して水道事業の課題解決を進める。

統合しない場合

否決

統合に関する検討を終了

箕面市として単独で水道事業の課題解決を進める。

今ココ

24

6. 今回の意見募集について

「箕面市における水道事業の現状と課題、大阪広域水道企業団との統合検討状況」を公表し、意見を募集する。

期 間：令和7年9月5日（金）～令和7年10月4日（土）

方 法：①電子申請システム（LoGoフォーム）（QRコード）
②上下水道局経営企画室（〒562-0003 西小路3-1-8）へ郵送
郵便の場合は期間中に必着
③ファックス 072-722-7413
④閲覧場所の窓口への提出



結果の公表：公表資料と同じ方法で閲覧（令和7年11月中旬を予定）



（1）市ホームページ

アドレス <https://www.city.minoh.lg.jp/water/suidoujigyoku2025.html>

（2）上下水道局 経営企画室（上下水道庁舎2階）

（3）行政資料コーナー（箕面市役所 別館1階12番窓口）

（4）豊川支所、止々呂美支所

（5）総合保健福祉センター

（6）中央・東・西南・船場生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館

（7）みのお市民活動センター、らいとぴあ 21、ヒューマンズプラザ、箕面文化・交流センター（北館・南館）

25

用語集

●事業・組織

水道事業

各家庭や店舗、学校、病院、工場などの水道使用者に水道水を供給する事業。原則市町村が経営するものとされる。水道事業を経営する者を水道事業者という。

水道用水供給事業

水道事業が一般の使用者に水道水を供給するのに対し、浄水した水を水道事業者に供給する事業をいう。水道事業が水の小売りであるのに対し、水道用水供給事業は水の卸売りである。水道用水供給事業を経営する者を水道用水供給事業者という。水道用水供給事業は都道府県や企業団によって経営される。

一部事務組合

普通地方公共団体等がその事務の一部を共同で処理することを目的として設置する組合で、特別地方公共団体に分類される。地方公営企業の事務を共同処理する一部事務組合は「企業団」という。職員は地方公務員である。

特別地方公共団体

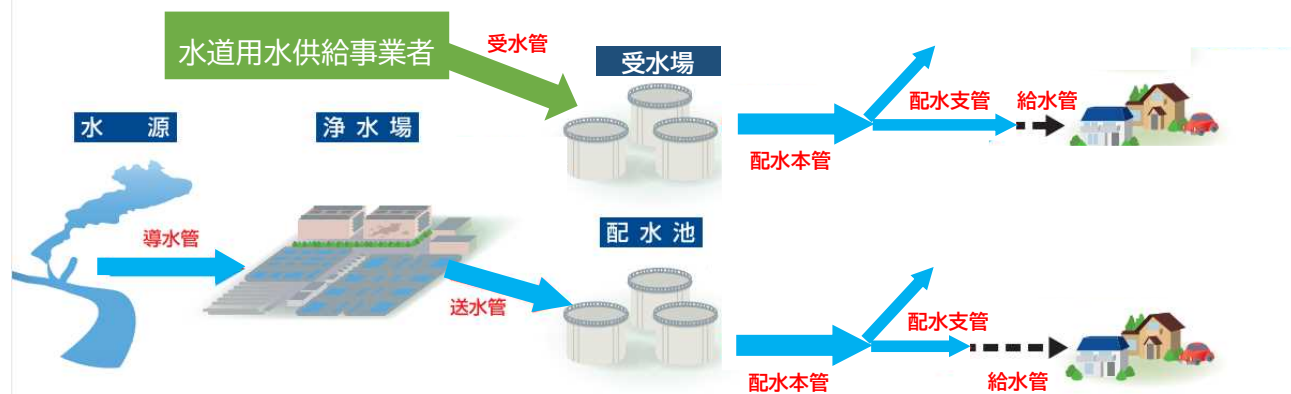
地方公共団体のうち普通地方公共団体（都道府県、市町村）以外の団体で、特別区や普通地方公共団体の組合などがある。

●管路・施設整備関係

自己水

水道事業者自ら管理している取水施設から河川水や地下水などの原水を取水し、浄水処理している水道水。

26



- 導水管** 取水施設から取り入れた原水を浄水施設へ導く管
- 受水管** 水道用水供給事業者が浄水処理した水を受けて受水場まで送る管
- 受水場** 水道用水供給事業者が浄水処理した水を貯留する施設
- 送水管** 浄水場や受水場から配水池まで水を送る管
- 配水池** 浄水処理された水を一時的に溜めておく施設。時間帯などにより変動する水の需要にあわせて供給量を調整する役割や災害時などの緊急時に備え生活用水を確保する役割などを担っている。
- 配水管** 配水池から各家庭などの給水場所の近くまで水道水を届ける水道管。配水池に近く給水場所への枝分かれが太い管を「配水本管」、給水場所への枝分かれがある管を「配水支管」という。
- 給水管** 配水支管から枝分かれし、各家庭などに水を供給するための管で、所有者の財産である。

27

基幹管路

水道管網のうち上流に位置し、広範囲の水供給に影響を及ぼす基幹的な管の総称で、導水管、送水管、配水本管をいう。

基幹管路の耐震適合率

基幹管路のうち、耐震適合性のある管路の占める割合。「耐震適合性のある管路」とは、耐震管及び耐震管ではないが管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管をいう。

重要管路

基幹管路に加え、重要給水施設（避難所や病院など）に接続する配水支管をあわせた管路をいう。

法定耐用年数

建物や機械設備などの償却資産について、減価償却費を計上するために法令で定められた期間。法定耐用年数が経過したからといって直ちに使用できなくなるわけではない。

更新基準年数

法定耐用年数が会計上の減価償却期間であるのに対し、実質的にどれくらい使用に耐えるのか、どれくらいの年数で更新すべきかという観点から設定される年数。国土交通省の定める「実使用年数に基づく更新基準の設定例」に従って設定される場合が多い。

●経営・料金関係

給水収益

水道料金による収益で、メーター使用料を徴収している場合はメーター使用料も含む。
水道事業収益の根幹となる収益である。

有収水量

料金徴収の対象になった水道水の量。水道水として配水した水量から漏水などにより料金徴収の対象とならなかった水量を除く。

料金回収率

水道水1m³あたりの給水収益(供給単価)に対する水道水1m³あたりの費用(給水原価)が占める割合。水道水を供給するための費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標。100%を下回っている場合、水道水を供給するための費用が給水収益で賄えていないことになる。

料金制度

水道事業の経営は独立採算制で、経営に必要な費用のほとんどを水道料金で賄っているため、将来にわたって安心・安全な水道を維持するためには、施設・管路の整備・更新を着実にすすめることができる水準に設定する必要がある。箕面市では給水収益の伸び悩みに加え近年の物価高騰に直面し、水道の料金制度について「箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」において議論を重ねている。

箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会（令和7年7月16日開催）資料

「水道の料金制度」はこちら ⇒

